

JIS

高齢者・障害者配慮設計指針— アクセシブルミーティング

JIS S 0042 : 2010

平成 22 年 3 月 23 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 高齢者・障害者支援専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	山内 繁	早稲田大学
(委員)	青木 和夫	日本大学
	赤居 正美	社団法人日本リハビリテーション医学会 (国立障害者リハビリテーションセンター)
	一瀬 正志	財団法人テクノエイド協会
	太田 修平	日本障害者協議会
	加藤 俊和	社会福祉法人京都ライトハウス
	川澄 正史	日本生活支援工学会
	佐伯 美智子	財団法人日本消費者協会
	佐川 賢	独立行政法人産業技術総合研究所
	末田 統	徳島大学名誉教授
	高橋 潔	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	田中 理	横浜市総合リハビリテーションセンター
	田中 繁	国際医療福祉大学
	田中 雅子	社団法人日本介護福祉士会 (富山県福祉カレッジ)
	畠中 順子	社団法人人間生活工学研究センター
	森川 美和	財団法人共用品推進機構
	森本 正治	大阪電気通信大学
	山際 淳	日本生活協同組合連合会
	山澤 貴	日本福祉用具・生活支援用具協会
(専門委員)	村井 陸	財団法人日本規格協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 22.3.23

官 報 公 示：平成 22.3.23

原案作成協力者：財団法人共用品推進機構

(〒101-0064 東京都千代田区猿樂町 2-5-4 OGA ビル TEL 03-5280-0020)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：高齢者・障害者支援専門委員会 (委員長 山内 繁)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail: qqgcbd@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 会議の開催に当たって配慮する要素	3
4.1 概要	3
4.2 個々の表の目的	3
4.3 表の利用方法	3
5 支援機器などの種類・その用途及び使用方法	15
6 障害種別の特徴及び主な配慮事項	16
附属書 A (参考) アクセシブルミーティング事前登録票	18
附属書 B (参考) アクセシブルミーティングの会議手順の例	21
解 説	23

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づき、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権及び出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

高齢者・障害者配慮設計指針— アクセシブルミーティング

Guidelines for older persons and persons with disabilities— Considerations and apparatuses for accessible meetings

1 適用範囲

この規格は、高齢者及び障害のある人々が参加する会議を行う場合、会議主催者が、安全かつ円滑に会議を運営するための支援機器の利用方法などに関する配慮事項について規定する。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS T 0921 高齢者・障害者配慮設計指針—点字の表示原則及び点字表示方法—公共施設・設備

JIS T 0922 高齢者・障害者配慮設計指針—触知案内図の情報内容及び形状並びにその表示方法

JIS Z 8071 高齢者及び障害のある人々のニーズに対応した規格作成配慮指針

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、**JIS T 0921** 及び **JIS Z 8071** によるほか、次による。

3.1

アクセシブルミーティング

高齢者及び障害のある人々が会議に参加できるように、支援者、支援機器などを配置及び活用して、安全かつ円滑に運営する会議。

3.2

支援機器

高齢者及び障害のある人々の活動・参加を支援するために特別に設計又は適合した機器、及び障害者・高齢者に有用であるはん（汎）用製品の総称。

3.3

支援者

介助者、通訳者及び補助者の総称。

3.3.1

介助者

視覚障害者及び車いす使用者の移動補助をする者。